

国立大学法人高知大学定年前再雇用短時間勤務職員就業規則

令和5年3月24日
規則第114号

最終改正 令和5年6月29日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）に勤務する就業規則第20条の2の規定により定年前再雇用される職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の就業に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 対象者は、原則、次の各号に定める者とする。

- (1) 就業規則第3条第1項第2号及び第3号に規定する職員であって、満60歳（就業規則第3条第1項第3号に規定する労務職員にあつては満63歳）に達した日以後に退職（以下「満60歳以上退職」という。）をした者（以下「満60歳以上退職者」という。）。ただし、満60歳以上退職者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における国立大学法人高知大学職員の定年規則第2条第2項に規定する定年による退職の日をいう。以下同じ。）を経過した者は除く。
- (2) 本学以外を満60歳以上退職した者のうち、次に定める者（以下「課長登用者等」という。）で、定年退職日相当日を経過していない者
 - イ 本学の職員から中国・四国地区の国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「国立大学法人等」という。）の課長級職員に登用された者
 - ロ 学長の要請で本学の施設系技術職員から中国・四国地区の国立大学法人等の職員となった者
- (3) 前号に定める課長登用者等で、他の国立大学法人等を満60歳以上退職し、当該国立大学法人等で定年前再雇用された後、定年前再雇用の終了により退職した者で、定年退職日相当日を経過していない者
- (4) 国立大学法人高知大学有期雇用職員就業規則（以下「有期雇用職員就業規則」とい

う。) 第6条の4に規定する者

2 前項各号の規定にかかわらず、就業規則第21条及び第22条第1項に該当する者は、定年前再雇用の対象とはならない。

(職種及び職名等)

第3条 定年前再雇用短時間勤務職員の職種、職名及び適用本給表は、別表第1のとおりとする。

(勤務時間)

第4条 定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間につき15時間30分から31時間まで、1日につき7時間45分までとする。

2 定年前再雇用短時間勤務職員については、就業規則第40条第1項に規定する休日のほか、勤務時間を割り振らない日を月曜日から金曜日までの5日間において、設けることができる。

3 定年前再雇用短時間勤務職員の1週間ごとの勤務日及び勤務時間については、当該定年前再雇用短時間勤務職員ごとに定める。

(定年前再雇用の方法)

第5条 定年前再雇用は、第2条に規定する対象者が、満60歳以上退職(第2条第1項第3号に定める他の国立大学法人等における定年前再雇用の終了による退職を含む。)後、定年前再雇用を希望する場合に、採用の日から当該対象者の定年退職日相当日まで行うものとする。

2 前項の定年前再雇用を希望する者は、本学が行う定年前再雇用に係る意向調査において、その旨を申し出るものとする。

(試用期間)

第6条 定年前再雇用短時間勤務職員には、試用期間は設けないものとする。

(再雇用)

第7条 第5条第1項の規定により定年退職日相当日に退職する者については、1年を超えない範囲内で雇用の期間及び時間を定め、再雇用することができる。

2 再雇用については、国立大学法人高知大学再雇用職員就業規則(以下「再雇用職員就業規則」という。)の定めによる。

(年次有給休暇の承継)

第8条 満60歳以上退職に引き続き定年前再雇用短時間勤務職員となった者の採用時にお

ける年次有給休暇は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 採用の日が4月1日の者（就業規則第3条第1項第2号に規定する附属学校教員から引き続き定年前再雇用短時間勤務職員となった者を除く。） 当該退職時における未使用の日数及び時間のうち20日を超えない範囲内の残日数に次条に定める年次有給休暇の付与日数を加えて得られた日数及び時間
- (2) 前号以外の者 当該退職時における未使用の日数及び時間
(年次有給休暇)

第9条 定年前再雇用短時間勤務職員の一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。ただし、附属学校教員については、9月1日から翌年の8月31日までをいう。以下同じ。）における年次有給休暇の付与日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 斉一型短時間勤務職員（1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）

$$20 \times \frac{\text{1週間当たりの所定勤務日の日数}}{5}$$

- (2) 不斉一型短時間勤務職員（斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）

$$155 \times \frac{\text{1週間当たりの所定労働時間数}}{383/4} \div 73/4$$

- (3) 当該年度の中途において、新たに定年前再雇用短時間勤務職員となる定年前再雇用短時間勤務職員の一の年度における年次有給休暇の付与日数は、その者の当該年度における在職期間に応じ、斉一型短時間勤務職員は別表第2の在職期間における1週間の勤務日の日数毎欄に掲げる日数とし、不斉一型短時間勤務職員は、別表第2の在職期間における計算基礎日数欄に掲げる日数に次に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

$$\frac{\text{1週間当たりの所定労働時間数}}{383/4}$$

(年次有給休暇の繰越し)

第10条 繰り越すことができる年次有給休暇の日数は、一の年度における年次有給休暇の20日（前条第1号又は第2号に掲げる職員にあつては、同条の規定による日数）を超えない範囲内の残日数とする。

（年次有給休暇の単位）

第11条 定年前再雇用短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員 勤務日1日ごとの勤務時間の時間数

(2) 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分

（給与）

第12条 定年前再雇用短時間勤務職員の給与に関する事項については、国立大学法人高知大学定年前再雇用短時間勤務職員給与規則に定める。

（退職手当）

第13条 定年前再雇用短時間勤務職員には、退職手当は支給しない。

（懲戒）

第14条 定年前再雇用短時間勤務職員の満60歳以上退職となった日までの引き続く職員としての在職期間中の行為が、就業規則第64条に定める懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。

（制限）

第15条 定年前再雇用短時間勤務職員は、再雇用職員就業規則第3条第1項第1号に定めるフルタイム勤務者その他の本学の常時勤務を要する職に採用されない。

（就業規則の準用）

第16条 定年前再雇用短時間勤務職員には、本規則の定めるもののほか、就業規則（第3条（定義及び適用範囲）、第5条（採用）、第7条（採用時の提出書類）、第8条（試用期間）、第9条（昇任）、第10条の2（管理監督職勤務上限年齢による降任）、第10条の3（管理監督職への昇任等の制限）、第10条の4（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への昇任等の制限の特例）、第12条（赴任）、第12条の2（クロスアポイントメント制度）、第19条（定年による退職）、第20条（定年退職者等の再雇用）、第20条の2（定年前再雇用）、第27条（給与）、第34条（所定勤務時間）、第35条（始業及び終業の時刻）、第36条（休憩時間）、第36条の2（育児短時間勤務を承認された職員

の所定勤務時間等)、第 46 条 (年次有給休暇)、第 48 条 (年次有給休暇の単位) 及び第 73 条 (退職手当) を除く。) を準用する。

- 2 前項の場合において、定年前再雇用短時間勤務職員が 1 時間を単位として使用した年次有給休暇以外の休暇を日に換算するときは、第 11 条第 2 項の規定に準じて取り扱う。
(その他)

第 17 条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 6 月 29 日規則第 17 号)

この規則は、令和 5 年 6 月 29 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

職 種	職 名	適用本給表	備 考
附属学校教員	主幹教諭 (定年前再雇用職員) 教諭 (定年前再雇用職員) 養護教諭 (定年前再雇用職員)	教育職 (二)	附属特別支援学校教員
	主幹教諭 (定年前再雇用職員) 教諭 (定年前再雇用職員) 養護教諭 (定年前再雇用職員)	教育職 (三)	附属幼稚園教員 附属小学校教員 附属中学校教員
事務職員	課長補佐 (定年前再雇用職員) 専門員 (定年前再雇用職員) 専門職員 (定年前再雇用職員) 係長 (定年前再雇用職員) 主任 (定年前再雇用職員) 係員 (定年前再雇用職員)	一般職 (一)	
技術職員	課長補佐 (定年前再雇用職員) 技術専門職員 (定年前再雇用職員) 係長 (定年前再雇用職員) 主任 (定年前再雇用職員) 係員 (定年前再雇用職員)	一般職 (一)	
	動物飼育員 (定年前再雇用職員)	一般職 (二)	
医療職員	薬剤師 (定年前再雇用職員) 診療放射線技師 (定年前再雇用職員) 栄養士 (定年前再雇用職員) 臨床検査技師 (定年前再雇用職員) 理学療法士 (定年前再雇用職員) 作業療法士 (定年前再雇用職員) 言語聴覚士 (定年前再雇用職員) 歯科衛生士 (定年前再雇用職員) 歯科技工士 (定年前再雇用職員) 臨床工学技士 (定年前再雇用職員) 視能訓練士 (定年前再雇用職員)	医療職 (二)	

	医療技術職員（定年前再雇用職員） 公認心理師（定年前再雇用職員） 臨床心理士（定年前再雇用職員） 認定遺伝カウンセラー（定年前再雇用職員）		
	看護師（定年前再雇用職員） 准看護師（定年前再雇用職員） 助産師（定年前再雇用職員） 衛生管理者（定年前再雇用職員）	医療職（三）	
	看護助手（定年前再雇用職員） 薬剤助手（定年前再雇用職員） 検査助手（定年前再雇用職員） エックス線助手（定年前再雇用職員） 医療機器操作（運転）員（定年前再雇用職員）	一般職（二）	
技能職員	自動車運転手（定年前再雇用職員） 調理師（定年前再雇用職員） 実験助手（定年前再雇用職員） ボイラ技士（定年前再雇用職員） 機械操作員（定年前再雇用職員）	一般職（二）	
労務職員	用務員（定年前再雇用職員）	一般職（二）	

別表第2

在職期間 1週間の勤務日の日数	1月に達するまでの期間	1月を超え2月に達するまでの期間	2月を超え3月に達するまでの期間	3月を超え4月に達するまでの期間	4月を超え5月に達するまでの期間	5月を超え6月に達するまでの期間	6月を超え7月に達するまでの期間	7月を超え8月に達するまでの期間	8月を超え9月に達するまでの期間	9月を超え10月に達するまでの期間	10月を超え11月に達するまでの期間	11月を超え1年未満の期間
(計算基礎日数)	(2日)	(3日)	(5日)	(7日)	(8日)	(10日)	(12日)	(13日)	(15日)	(17日)	(18日)	(20日)
5日 / 週	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日
4日 / 週	2日	2日	4日	6日	6日	8日	10日	10日	12日	14日	14日	16日
3日 / 週	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
2日 / 週	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日